

意見書案第3号

平成25年6月21日提出

提出者 松山市議会議員 田坂 信一

八木 健治

清水 宣郎

武田 浩一

上杉 昌弘

友近 正

猪野 由紀久

松下 長生

平成25年6月27日原案可決

一般用医薬品販売制度に関する意見書について

一般用医薬品販売制度に関する意見書を次のとおり提出する。

記

一般用医薬品販売制度に関する意見書

今般、政府においては、経済成長戦略の一つとして、一般用医薬品のインターネット販売を認めることを閣議決定し、現在、安全確保の方策等新たなルール作りの審議が行われようとしている。

医薬品のインターネット販売の解禁は、消費者にとって利便性が向上し、経済成長はもとより、セルフメディケーションの推進にも大きく寄与することが期待されている。

しかしながら、医薬品は、副作用や不適正使用による健康被害の発生など、常に危険をあわせもつものであり、使用にあたっては、安全性確保に十分な配慮が必要である。

一般的に消費者は、医薬品に関する専門知識を必ずしも持っておらず、特にリスクの高い第1類医薬品等を含めて、使用するか否かを全面的に消費者の自己責任に任せることは重大な問題であり、インターネット販売であっても、医薬品のリスクに応じて薬剤師等の専門家が関与する仕組みが必要不可欠である。

さらに、現在、インターネットにおいては、粗悪な偽造医薬品や無承認無許可医薬品等安全性が確保されない商品の販売が散見され、インターネット販売を解禁するにあたっては、これらの悪質業者の排除等消費者保護の措置が必要である。

よって、国におかれては、一般用医薬品のインターネット販売については、消費者の安全を確保するため、必要な措置を講じられるよう、下記事項について強く要望する。

## 記

- 1 インターネット販売に際しては、医薬品のリスクに応じて、薬剤師等の専門家が、医薬品に関する副作用を含む情報提供や、使用者の健康状態等を踏まえた医薬品の選択等についてのアドバイスを行う仕組みの導入など、必要な措置を講ずること。
- 2 インターネット等で、偽造医薬品等安全性が確保されない商品や、違法ドラッグを販売している悪質業者の監視指導・取締が迅速かつ的確に行えるよう、高い匿名性や広域性を考慮し、国が主体となった必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
内 閣 官 房 長 官